

平成14年3月8日

各 位

株式会社 UFJホールディングス  
コード番号 8307

### 債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社のUFJ信託銀行株式会社及び株式会社UFJ銀行の取引先であるファーストクレジット株式会社の会社更生手続開始を、東京地方裁判所が決定したことに伴い、同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1. ファーストクレジット株式会社の概要

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 本 社 所 在 地     | 東京都中央区日本橋 3 - 2 - 17 |
| (2) 代 表 者 氏 名     | 鈴木 弘章                |
| (3) 資 本 金         | 27,015百万円            |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | 金融業、不動産売買 同仲介業       |

#### 2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成14年3月7日 東京地方裁判所が会社更生手続開始を決定。

#### 3. 当該取引先に対する債権の金額

- |         |     |           |                    |
|---------|-----|-----------|--------------------|
| UFJ信託銀行 | 貸出金 | 14,183百万円 | (元本補填契約のある信託勘定を含む) |
| UFJ銀行   | 貸出金 | 6,596百万円  |                    |

#### 4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権につきましては、平成14年3月期において必要な額の引当処理等を行う予定であります。既に発表しております当社の連結業績予想については変更ありません。

以 上

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UFJホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意ください。